

平成 26 年 10 月 17 日 制定

平成 29 年 4 月 1 日 改訂

令和 4 年 12 月 9 日 改訂

埼玉大学動物実験委員会

1. 災害

実験動物を管理する教職員

1. 発生直後の対応

A) 初期対応（生命、安全確保の優先）

- ・ 生命・安全確保を最優先に考えて行動すること。
- ・ 避難経路を確保する。ただし、エレベーターは使用しないこと。また、飼育施設のドアは開放しないこと。
- ・ 火災発生時は、大声で周囲に火災の発生を知らせ、応援を求める。
- ・ 可能であれば初期消火を行う。
- ・ 不可能な場合は避難を優先するとともに、守衛所（048-858-3006）及び消防署（119）に通報する。

B) 全体的な状況の把握

①災害、被害の状況

- ・ 動物飼育室、動物実験室における被災者の有無を確認する。
- ・ 大学周辺、動物飼育室、動物実験室の物理的損傷を確認する。

②ライフラインの状況

- ・ 上下水道、電気、ガス、通信（電話、ネットワーク等）、交通の状況を把握する。
- ・ 設備（電灯、空調、ボイラー、エレベーター）の可動状況を把握する。

C) 管理側の教職員の現状の把握、指示系統

①実験動物に関わる教職員（下記）が出勤できるかどうかを確認する。

- ・ 実験動物委員会の教員（主として生物系）
- ・ 実験動物管理者（科学分析支援センター教員）
- ・ 各研究グループの教員
- ・ 研究推進・国際連携課職員

②災害、被害の状況に応じ、実験動物災害対策本部（以下、対策本部）の設置を検討する。

③対策本部が設置された場合、以下の事項を協議する。

- ・ 対策本部の体制、指示系統（連絡体制を含む）
- ・ 協議の頻度
- ・ 建物の安全性
- ・ 動物の飼養保管に関わる判断等
- ・ 利用者への周知
- ・ 支援の必要性

D) 動物飼養保管施設、実験動物の状況の把握

①動物飼養保管施設の状況を把握する。

- ・落下ケージの有無、飼育棚・アイソレーターの状況
- ・ドアの開閉の可否、ネズミ返しの状況
- ・《夏期の場合》冷房作動の可否
- ・《冬期の場合》暖房作動、加湿機作動の可否
- ・動物飼料、動物飼育のための飲料水、洗浄水、床敷などの保管状況

②実験動物の確認を行う。

- ・逸走動物の有無の確認（系統維持動物、遺伝子組換え動物の有無）
- ・現在飼育されている動物の確認（系統維持動物、遺伝子組換え動物の有無）

2. 発生後～数日間

A) 飼育、保管に関すること

- ・現在飼育されている動物の数、衛生状況を確認する。
- ・必要に応じて安楽死の判断を行う。
- ・動物遺体の保管の仕方について協議する。

B) 状況報告

- ・実験動物委員会、研究推進課、危機対策本部（学長）宛への報告書を作成する。作成に関する事項は、対策本部において協議する。
- ・遺伝子組換え動物逸走の場合、文部科学省ライフサイエンス課に報告する。

C) 復旧作業

- ・復旧に関することは、対策本部で協議する。
（手順の検討、指示系統、作業員・教職員の健康・休息管理を含む）

1. 発生直後の対応

A) 安全の確保・避難等

- ・自身の安全の確保を第一とすること。
- ・避難経路を確保すること。
- ・避難時には以下の点に注意する。
 - ・エレベーターを使用しないこと。
 - ・飼育室のドアを開放しないこと。
- ・火災が発生した場合には以下の点に留意する。
 - ・大声で周囲に知らせ、周辺の教職員等に応援を求める。
 - ・可能であれば初期消火に努める。
 - ・初期消火が不可能である場合には避難するとともに、守衛所（048-858-3006）及び消防署（119）に通報する。

B) 実験中または飼養保管作業中に被災した場合の注意

下記の措置を行い、指導教員に報告する。不明な点については指導教員の指示を仰ぐこと。

- ・手術中であった場合には、可能な限り麻酔の覚醒、もしくは安楽死の措置を行う。
- ・実験中の動物を元の場所に戻すこと。
- ・機器を使用していた場合は、安全に停止すること。
- ・ボイラー稼働時には安全に停止すること。
- ・試薬を用いていた場合には、試薬を安全な場所に保管すること。
- ・動物の逸走については、以下の点に注意すること。
 - ・動物が逸走しないように留意及び必要に応じて措置を施す。
 - ・逸走動物がないか確認する。
 - ・逸走動物がいた場合には、指導教員に報告する。指導教員は対策本部に報告する。
 - ・逸走動物に対する措置は指導教員の指示、もしくは対策本部の指示に従う。
- ・余震に備えること。

C) 通報・報告

- ・教職員の勤務時間内の被災の場合には、安全を確保し、指導教員に報告する。
- ・教職員の勤務時間外の被災の場合には、指導教員の携帯電話、もしくは守衛所（048-858-3006）に連絡する。

2. 発生後～数日間

現在飼育している動物の数、状態を確認する。以後の対応は、指導教員及び対策本部の指示に従う。

災害への備え

災害に備え、動物飼養保管施設、動物実験室に以下の備品の確保、及び措置をする。

1. 災害時備品の備蓄と管理

- ・懐中電灯（各部屋に用意）
- ・簡易医療セット（消毒薬、絆創膏、包帯）
- ・他、備蓄が必要であるとみなされたもの

2. 動物飼養に関する物品の備蓄（一週間分を目安）

- ・飼養または保管している動物の数に応じて、実験動物用飲料水を適切な場所（動物飼育機械室等）に保管する。飲料水は1年ごとに更新する。
- ・飼養または保管している動物の種類及び数に応じて、実験動物用飼料並びに床時期を適切な場所（動物飼育機械室等）に保管する。

3. 災害予防

- ・飼育棚の固定、ケージの落下防止の措置を施す。

2. 実験動物逸走時

1. 逸走時の対応

- ・現場を離れない
- ・ケージ外へ逸走した場合、捕獲網を使用し、速やかに捕獲し別のケージに収容する。
- ・逸走動物がいたケージのラベルを確認し、他に逃亡した個体がないか確認する。
- ・飼養保管施設、実験室の室内あるいは建物内で逸走した動物の捕獲が困難な場合は、一旦扉を閉めて退出し、他の教職員や学生等実験従事者に応援を要請する。
- ・飼養保管施設、実験室の外へ逸走した場合には、速やかに当該施設の管理者及び動物実験委員会に連絡する。逸走時の状況や逸走経路等を報告し、適切な指示を受けて捕獲に努める。
- ・飼養保管施設、実験室の外への逸走事故については、学長に報告書を提出するとともに、再発防止に向けた改善点を協議する。

2. 緊急連絡

動物の逸走事故に関しては、捕獲の如何に関わらず、実験動物管理者及び関係者が状況を把握し、管理者及び動物実験委員会に以下の事項を連絡し、適切な対応をとるとともに、再発防止に向けた対策を協議する。

- ・逸走を確認した日時
- ・飼養保管施設または実験室の名称
- ・動物種・系統種・匹数・性別・毛色・遺伝子組換えの別
- ・対応する逸走防止処置
- ・動物実験責任者・動物実験実施者（所属・氏名）
- ・動物実験承認番号
- ・逸走事故の状況
- ・対応の経過

3. 逸走予防

- ・動物の取扱い技術の習熟に努め、飼育及び実験時等における逸走防止措置（ネズミ返し等）を怠らないようにする。
- ・ネズミ捕り等を設置し、室外への逸走を防ぐ。
- ・飼育ケージには、系統名、性別、引数等を記したラベルを貼り、日々の管理を徹底する。
- ・ケージ交換時には、フタや床敷に動物が残っていないか確認し、引数がラベルと合致しているか確認する。
- ・ケージに破損等の異常が見られる場合は、直ちにケージを交換する。
- ・ラックにケージを戻す場合は、所定の位置に戻し、落下防止措置を施す。また、フタが確実に閉まっていることを確認する。
- ・扉とネズミ返しを同時に開放しない。

3. 実験動物による負傷（咬傷や搔傷など）

1. 応急処置

- ①大量の水、滅菌生理食塩水、弱酸性水等により患部を十分に洗浄する。
- ②血液の絞り出し、スポンジ・ブラシ当により負傷部位深部まで洗浄する。
- ③ヨード系消毒液（イソジン）や消毒用アルコール等により深部まで消毒する。
- ④滅菌ガーゼ、乾綿等により止血し、消毒液を再塗布する。

2. 応急処置後の対処

- ・人獣共通感染症に罹患している可能性がある動物が関係する事故時には、応急処置後、速やかに専門医を受診して治療を受ける。
- ・SPF 動物による場合も、応急処置後、状況に応じて専門医の治療を受ける。
- ・一般動物による場合も、応急処置後、状況に応じて専門医の治療を受ける。

4. その他

- ・飼養保管施設の設備（電気、水道、空調、オートクレーブ、機器類等）に異常が生じた場合
- ・動物の健康状態に異常が認められた場合
- ・実験動物や実験従事者にとり好ましくない状況及び、動物実験に支障をきたす状況が生じた場合